

# I P 通信網サービス契約約款 別冊（シェアード I P - P B X サービス）【現改比較表】

2022年5月9日現在

～2022年5月8日

2022年5月9日～

## 目次（略）

### 第1章～第2章（略）

### 第3章 契約

第1条～第3条（略）

#### （ダイヤルアウト）

第4条 シェアード I P - P B X 契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

ただし、当社が別に定める通信はこの限りではありません。

発 信 元	発 信 先
(1) 削除	(1) 加入電話等設備
(2) シェアードゲートウェイ装置	(2) I P 電話設備（シェアードゲートウェイ装置を除きます。）
(3) 削除	(3) 料金表第1表（料金）5-2-4のイに規定する地域
(4) 第6種シェアード I P - P B X サービスに係る第6種シェアード I P - P B X 利用回線	
(5) 第6種シェアード I P - P B X サービスに係る第6種シェアード I P - P B X ゲートウェイ装置	

## 目次（略）

### 第1章～第2章（略）

### 第3章 契約

第1条～第3条（略）

#### （ダイヤルアウト）

第4条 シェアード I P - P B X 契約者は、ダイヤルアウト（ボイスモードに係る通信のうち、次に掲げる発信元から発信先に対して行うものをいいます。以下同じとします。）を行うことができます。

ただし、当社が別に定める通信はこの限りではありません。

発 信 元	発 信 先
(1) 削除	(1) 加入電話等設備
(2) シェアードゲートウェイ装置	(2) I P 電話設備（シェアードゲートウェイ装置を除きます。）
(3) 削除	(3) 料金表第1表（料金）5-2-4のイに規定する地域
(4) 第6種シェアード I P - P B X サービスに係る第6種シェアード I P - P B X 利用回線	
(5) 第6種シェアード I P - P B X サービスに係る第6種シェアード I P - P B X ゲートウェイ装置	

～2022年5月8日

2022年5月9日～

2 削除

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める通信は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ1及びカテゴリ7(特定電気通信番号を用いる場合に限り、)を提供する区域のうち、当社が指定する区域(第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをする者及び第6種シェアードIP-PBX契約者に電気通信事業法第26条の規定に基づき指定します。)において利用する電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信

(3) その他当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/ipvoice.html>)に掲げる電気通信番号への通信

第73条の3 (略)

(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)

第73条の4 共通編第9条(IP通信網契約申込みの方法)に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを行っていただきます。

2 削除

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める通信は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ1及びカテゴリ7(特定電気通信番号を用いる場合に限り、)を提供する区域のうち、当社が指定する区域(第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをする者及び第6種シェアードIP-PBX契約者に電気通信事業法第26条の規定に基づき指定します。)において利用する電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信

(3) 第6種シェアードIP-PBXサービスに係るカテゴリ3のタイプ5において電気通信番号規則別表第12号に定める電気通信番号を利用して行う通信

(4) その他当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/business/services/voice-video/voip/ipvoice.html>)に掲げる電気通信番号への通信

第73条の3 (略)

(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)

第73条の4 共通編第9条(IP通信網契約申込みの方法)に規定する契約申込みの方法として、第6種シェアードIP-PBX契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを行っていただきます。この場合、第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ3のタイプ5に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限り、)の申込みをするときは、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)」(以下「犯収法」といい

～2022年5月8日	2022年5月9日～
<p>(1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等</p> <p>(2) その他申込の内容を特定するために必要な事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)</p> <p>第73条の5 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります</p> <p>(1) IP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One 利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者（別冊(スマートPBXサービス)に定める契約者をいいます。）、Arcstar Contact Center サービス契約者（Arcstar Contact Center 契約約款に定める契約者をいいます。）又は当社が別に定める契約者の同意がないとき。</p> <p>(注) 当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS 利用規約に定める契約者とします。</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ1（特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。）又はカテゴリ3（タイプ2に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）に限ります。）の申込みをした者が、緊急通報が可能な通信手段を確保していないとき</p> <p>(3) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ3に係るものを除きます。）の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェアを使用しないとき。</p>	<p><a href="#">ます。）に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。</a></p> <p>(1) 第6種シェアードIP-PBXサービスの種類等</p> <p>(2) その他申込の内容を特定するために必要な事項</p> <p>2 (略)</p> <p>(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの承諾)</p> <p>第73条の5 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、その請求を承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合又は次の場合には、その第6種シェアードIP-PBX契約の申込みを承諾しないことがあります</p> <p>(1) IP通信網利用回線に係る第2種契約者、第6種契約者、Universal One 利用回線に係る契約者若しくは代表契約者、IP-VPN利用回線に係る契約者若しくはVPNグループ代表者、スマートPBX契約者（別冊(スマートPBXサービス)に定める契約者をいいます。）、Arcstar Contact Center サービス契約者（Arcstar Contact Center 契約約款に定める契約者をいいます。）又は当社が別に定める契約者の同意がないとき。</p> <p>(注) 当社が別に定める契約者は、Arcstar UCaaS 利用規約に定める契約者とします。</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ1（特定電気通信番号を用いる場合であって、当社が緊急通報に関する電気通信番号への通話を提供していない区域で利用するときに限ります。）又はカテゴリ3（タイプ2 <a href="#">及びタイプ5</a>に係るものであって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）に限ります。）の申込みをした者が、緊急通報が可能な通信手段を確保していないとき</p> <p>(3) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ3に係るものを除きます。）の申込者が、当社の推奨するボイスハードウェア及びファームウェアを使用しないとき。</p>

～2022年5月8日	2022年5月9日～
<p>(4) 当社が、第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ3のタイプ5に係るものに限ります。）の申込者のMicrosoft Cloud アカウントのMicrosoft クラウドソリューションプロバイダーでないとき。</p> <p>(5) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ7に係るものに限ります。）の申込み（アクセス回線の転用を行う場合に限ります。）をした者が、転用する光アクセス回線の契約者と同一の者とならないとき。</p> <p>第73条の6～第73条の7 （略）</p> <p>（第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号）</p> <p>第73条の8 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約ごとにIPセントレックス番号を定めます。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ1、カテゴリ3（タイプ2に係るものに限ります。）及びカテゴリ7に限り、特定電気通信番号を提供します。</p> <p>ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1及びカテゴリ7</p>	<p>(4) 当社が、第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ3のタイプ5に係るものに限ります。）の申込者のMicrosoft Cloud アカウントのMicrosoft クラウドソリューションプロバイダーでないとき。</p> <p>(5) 第6種シェアードIP-PBX契約（カテゴリ7に係るものに限ります。）の申込み（アクセス回線の転用を行う場合に限ります。）をした者が、転用する光アクセス回線の契約者と同一の者とならないとき。</p> <p><u>(6) 第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ3のタイプ5に係る者であって、特定電気通信番号を用いる場合に限ります。）が、犯収法に基づき必要となる書類の提示又はその写しの提出等の求めに応じないとき、又はそれらが虚偽若しくは事実と反する書類であると当社が判断したとき。</u></p> <p>第73条の6～第73条の7 （略）</p> <p>（第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号）</p> <p>第73条の8 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約ごとにIPセントレックス番号を定めます。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 当社は、第6種シェアードIP-PBXサービスのカテゴリ1、カテゴリ3（タイプ2 <u>及びタイプ5</u>に係るものに限ります。）及びカテゴリ7に限り、特定電気通信番号を提供します。</p> <p>ただし、第6種シェアードIP-PBX契約者（カテゴリ1及びカテゴリ7</p>

～2022年5月8日

2022年5月9日～

に係る者に限ります。)が緊急通報用電話番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)への通話が利用できない区域は、第4条(ダイヤルアウト)に規定する通信に係る区域とします。IPセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報用電話番号への通話が利用できない場合は、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

(1)～(2) (略)

第73条の9～第84条 (略)

(電話番号案内)

第85条 当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー4又はカテゴリー7に係るものに限ります。))に係る者に限ります。)から請求があったときは、IPセントレックス番号を当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注)本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

第86条～第88条 (略)

に係る者に限ります。)が緊急通報用電話番号(電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をいいます。以下同じとします。)への通話が利用できない区域は、第4条(ダイヤルアウト)に規定する通信に係る区域とします。IPセントレックス番号を利用する自営端末設備の設置場所において、緊急通報用電話番号への通話が利用できない場合は、緊急通報が可能な通信手段を用意していただきます。

(1)～(2) (略)

第73条の9～第84条 (略)

(電話番号案内)

第85条 当社は、シェアードIP-PBX契約者(第6種シェアードIP-PBXサービス(カテゴリー1、カテゴリー2、[カテゴリー3のタイプ5](#)、カテゴリー4又はカテゴリー7に係るものに限ります。))に係る者に限ります。)から請求があったときは、IPセントレックス番号を当社が別に定める特定協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注)本条に規定する当社が別に定める特定協定事業者は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

第86条～第88条 (略)

～2022年5月8日

2022年5月9日～

## 別記

- 1 削除
- 2 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4又はカテゴリ7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、IPセントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア～ウ（略）

(2)～(4)（略）

- 3 電話帳の掲載省略

当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4又はカテゴリ7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

- 4 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ4又はカテゴリ7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から、普通掲載のほか、別記2（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。

## 別記

- 1 削除
- 2 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ4又はカテゴリ7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、IPセントレックス番号に普通掲載として次の事項を掲載します。

ア～ウ（略）

(2)～(4)（略）

- 3 電話帳の掲載省略

当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ4又はカテゴリ7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

- 4 電話帳の重複掲載

(1) 当社は、シェアードIP-PBX契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3のタイプ5、カテゴリ4又はカテゴリ7に係るものに限ります。）に係る者に限ります。以下この項において同じとします。）から、普通掲載のほか、別記2（電話帳の普通掲載）に規定する掲載事項について、次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲

～2022年5月8日

2022年5月9日～

5～8 (略)

### 料金表

通則 (略)

第1表 (略)

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(1)～(5) (略)	(略)

載します。

5～8 (略)

### 料金表

通則 (略)

第1表 (略)

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(1)～(5) (略)	(略)

～2022年5月8日

2022年5月9日～

(6) 割増工事費の適用

ア 当社は、イ及びウ以外の工事において契約者（第6種シェアードIP-PBXサービス カテゴリ3のタイプ5に係る者を除きます。）から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のシェアードIP-PBXサービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(5)欄に規定する現地調査報告を行う時間帯は、その第6種シェアードIP-PBXサービス契約者（カテゴリ1のタイプ2に係るものに限ります。）の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事等を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額

イ～ウ （略）

(7)～(8) （略）

(略)

2 工事費の額

2-1 削除

2-2 削除

2-3 削除

(6) 割増工事費の適用

ア 当社は、イ及びウ以外の工事において契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のシェアードIP-PBXサービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります（ただし、(5)欄に規定する現地調査報告を行う時間帯は、その第6種シェアードIP-PBXサービス契約者（カテゴリ1のタイプ2に係るものに限ります。）の申出の有無にかかわらず、その報告の対象となる工事等を行う時間帯と同じとみなします。）。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額

イ～ウ （略）

(7)～(8) （略）

(略)

2 工事費の額

2-1 削除

2-2 削除

2-3 削除



～2022年5月8日

2022年5月9日～

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの

2-4 第6種シェアードIP-PBXサービスに関するもの

第6種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

第6種シェアードIP-PBXサービスの提供の開始、第6種シェアードIP-PBXサービスの種類若しくは区別の変更、付加機能の利用の開始若しくは利用内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分				単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	(略)		(略)	(略)
		番号ポートビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリ1及びカテゴリ7のもの	1のIPセントレックス番号ごとに	2,000円 (2,200円)
	(略)		(略)	(略)	
	(イ) 上記以外に関する工事の場合	(略)		(略)	(略)
番号ポートビリティ機能に関する工事の場合		カテゴリ1及びカテゴリ7のもの	1のIPセントレックス番号ごとに	2,000円 (2,200円)	
(略)		(略)	(略)		
イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

区 分				単 位	工事費の額
ア 交換機等工事費	(ア) 利用の開始に関する工事の場合	(略)		(略)	(略)
		番号ポートビリティ機能に関する工事の場合	カテゴリ1、 <u>カテゴリ3のタイプ5</u> 及びカテゴリ7のもの	1のIPセントレックス番号ごとに	2,000円 (2,200円)
	(略)		(略)	(略)	
	(イ) 上記以外に関する工事の場合	(略)		(略)	(略)
番号ポートビリティ機能に関する工事の場合		カテゴリ1、 <u>カテゴリ3のタイプ5</u> 及びカテゴリ7のもの	1のIPセントレックス番号ごとに	2,000円 (2,200円)	
(略)		(略)	(略)		
イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

料金表別表1 削除

第3表 (略)

料金表別表1 削除

～2022年5月8日

2022年5月9日～

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

料金表別表2 第6種シェアードIP-PBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1～3 (略)	(略)
<p>4 番号ポータビリティ機能</p> <p>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティ(これと同等のものを含まず。)を利用することができるようにする機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1(特定電気通信番号を用いる場合に限り、)に係る者に限り、)に限り、この機能を提供します。</p> <p>(2) この機能の申込みにあたっては、設定を行うIPセントレックス番号(IP電話番号及び特定電気通信番号(共通編別記2に規定する特定協定事業者が付与するものに限り、))及びIPアドレスをあらかじめ通知していただきます。</p> <p>(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者がUniversal One利用回線の終端の場所を変更した場合この機能を廃止します。</p> <p>(4) 削除</p>
5～15 (略)	(略)

区 分	提 供 条 件
1～3 (略)	(略)
<p>4 番号ポータビリティ機能</p> <p>この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号において、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティ(これと同等のものを含まず。)を利用することができるようにする機能</p>	<p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1及びカテゴリ3のタイプ5(特定電気通信番号を用いる場合に限り、)に係る者に限り、)に限り、この機能を提供します。</p> <p>(2) この機能の申込みにあたっては、設定を行うIPセントレックス番号(IP電話番号及び特定電気通信番号(共通編別記2に規定する特定協定事業者が付与するものに限り、))及びIPアドレスをあらかじめ通知していただきます。</p> <p>(3) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ1に係る者に限り、)がUniversal One利用回線の終端の場所を変更した場合又は第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限り、)が第73条の4(第6種シェアードIP-PBX契約申込みの方法)及び共通編別記5(IP通信網契約者の氏名等の変更)に基づき当社に申し出た利用場所を変更した場合、この機能を廃止します。</p> <p>(4) 削除</p>
5～15 (略)	(略)

～2022年5月8日	2022年5月9日～
------------	------------

<p>16 IP Voice番号通知機能(タイプ1) この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ3のタイプ5に係るものに限ります。)に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号に替えて指定のIPセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)が契約する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3(タイプ5を除きます。)、カテゴリ4及びカテゴリ7に係るものに限ります。以下、本欄において「通知元第6種シェアードIP-PBX契約(タイプ1)」といいます。)に係るIPセントレックス番号に限ります。)を着信先に通知する機能</p> <p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)に、この機能を提供します。 (2) この機能の申込みにあたっては、着信先に通知するIPセントレックス番号をあらかじめ指定していただきます。</p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>16 IP Voice番号通知機能(タイプ1) この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ3のタイプ5に係るものに限ります。)に係るIPセントレックス番号から行う通話について、そのIPセントレックス番号に替えて指定のIPセントレックス番号(この機能を利用する第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)が契約する第6種シェアードIP-PBX契約(カテゴリ1、カテゴリ2、カテゴリ3(タイプ5を除きます。)、カテゴリ4及びカテゴリ7に係るものに限ります。以下、本欄において「通知元第6種シェアードIP-PBX契約(タイプ1)」といいます。)に係るIPセントレックス番号に限ります。)を着信先に通知する機能</p> <p>(1) 当社は、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)に、この機能を提供します。 (2) この機能の申込みにあたっては、着信先に通知するIPセントレックス番号をあらかじめ指定していただきます。<u>この場合において、第6種シェアードIP-PBX契約者(カテゴリ3のタイプ5に係る者に限ります。)に係るIPセントレックス番号がIP電話番号の場合は、IP電話番号又は特定電気通信番号を、IPセントレックス番号が特定電気通信番号の場合は特定電気通信番号を、着信先に通知するIPセントレックス番号として指定するものとします。</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p>
<p>17 (略)</p>	<p>17 (略)</p>

## IP通信網サービス契約約款 共通編

[附 則 \(令和4年4月26日 A P S 1 第00915944号\)](#)

[この改正規定は、令和4年5月9日から実施します。](#)